

福岡大学機関リポジトリ運用指針

(目的)

- 1 福岡大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という）は、本学の職員、学生等（以下「構成員」という）又は機関が教育研究活動によって創出した学術研究成果（以下「コンテンツ」という）を収集して電子的形態で蓄積・保存し、ネットワークを通じて無償で公開することにより、学術研究の発展に寄与するとともに、広く社会に貢献することを目的とする。

(運用体制)

- 2 リポジトリの各運用体制は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) コンテンツの収集・登録 大学院事務課、学術情報課、研究推進課
 - (2) コンテンツの登録支援及びリポジトリシステムの維持管理 学術情報課
 - (3) コンテンツのデータ保管 情報支援室、事務情報企画室

(登録コンテンツ)

- 3 リポジトリに登録することができるコンテンツは、次のとおりとする。
 - (1) 学術雑誌論文
 - (2) 紀要論文
 - (3) 学位論文
 - (4) 研究成果報告書
 - (5) 研究関連資料
 - (6) 図書
 - (7) その他関係部署が認めたもの

(登録コンテンツの要件)

- 4 前項各号のコンテンツは、次の各号の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 本学の構成員（構成員であった者を含む。）又は機関が創出又は審査していること。
 - (2) 電子ファイルで作成され、ネットワークを通じて配信できること。
 - (3) 知的財産権に関する法令及び本学の規則等を遵守していること。
 - (4) 名誉、プライバシー、守秘義務等の人権に関する法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録部署)

- 5 各コンテンツを登録する部署は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 学術雑誌論文、紀要論文、研究成果報告書及び研究関連資料 研究推進課
 - (2) 学位論文 大学院事務課
 - (3) 図書 学術情報課
 - (4) その他関係部署が認めたコンテンツ 関係部署で協議上、決定した部署

(登録申請)

- 6 コンテンツの登録を希望する構成員又は機関は、前項に掲げる登録部署へ申請するものとする。ただし、本学発行の紀要に掲載された論文で、ネットワークを通じて配信することを著作権者が許諾しているもの及び学位論文についてはこの限りではない。

(登録申請の承認)

7 登録の申請を受けた部署は、当該部署が所管する委員会等の承認を経て登録を行う。

(利用許諾)

8 コンテンツを登録するにあたり、著作権者から登録及び公開についての許諾を得ておかなければならない。

(著作者の責任)

9 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該コンテンツの著作者が負うものとする。

(公開の解除及び削除)

10 登録したコンテンツの公開の解除及び削除については、次の場合に認めるものとする。

(1) 当該コンテンツの著作権者から申出があった場合

(2) 第5項各号に掲げる登録部署が所管する委員会等で、当該コンテンツの内容が著しく不適切であると判断された場合

(データ保管)

11 第2項第3号に掲げるコンテンツのデータ保管のためのバックアップは、システムトラブル等への対応を目的としたものであり、個別データ操作における誤ったデータの更新、削除には対応しない。

(免責事項)

12 本学は、登録されたコンテンツを公開・利用することによって生じるいかなる損害・不利益について、一切責任を負わないものとする。

(事務)

13 この指針に関する事務は、学術情報課が取り扱う。

(指針の改廃)

14 この指針の改廃は、大学院事務課、学術情報課、研究推進課、情報支援室及び事務情報企画室による協議を経て決定する。

(実施日)

15 この指針は、平成27年9月30日から実施する。